

屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人屋久島環境文化財団理事長（以下「理事長」という。）は、屋久島環境文化村構想に資する、屋久島町における生物多様性や歴史・文化に関する研究調査に取り組む団体・個人等（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとする。

なお、事業実施主体は必ず本事業での成果を町民に還元することとする。

(支援対象経費及び支援金額)

第2条 支援対象経費は、屋久島町内において行う生物多様性や歴史・文化の研究調査に要する経費とする。交付する支援金額は、第3条で内示された金額内とする。

(支援金の内示)

第3条 屋久島研究調査活動奨励事業選定委員会において事業及び予算の範囲内において支援金額を決定し、事業実施主体に支援金額を内示する。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の内示を受けた事業実施主体は、屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の支援金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

3 第1項の支援金交付申請書の提出期限は、理事長が別に定める。

(決定の通知)

第5条 支援金の交付の決定は、支援金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(支援事業の内容等の変更)

第6条 支援事業の内容等の変更事由は次のとおりとし、支援金変更申請書（第5号様式）により行うものとする。

- (1) 支援金額の変更
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 活動内容の変更

2 前項の支援金変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

3 変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請の取り下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(実績報告)

第8条 支援事業の実績報告は、実績報告書(第8号様式)により行うものとする。

2 前項の支援事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) その他理事長が必要と認める書類

3 第1項の支援金実績報告書の提出期限は、当該事業実施年度の3月15日とする。

(支援金の額の確定)

第9条 支援金の額の確定の通知は、支援金確定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(支援金の交付)

第10条 支援金の交付請求は、交付請求書(第10号様式)により行うものとする。

2 支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額を限度額として概算払により交付することができる。

3 前項の規定による概算払の申請は、概算払申請書(第11号様式)により行うものとする。

(支援金の取消し)

第11条 理事長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な行為により支援の決定を受けたとき。
- (2) 支援金をこの事業の目的以外のことに使用したとき。
- (3) 支援の決定を受けた後、事業の遂行が困難であると理事長が認めたとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

2 理事長は、前項各号により支援金の決定を取り消した場合において、既に事業実施主体が支援金の交付を受けているときは、支援決定者に対し、支援金を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和6年度事業から適用する。
- 2 屋久島生物多様性保全研究活動奨励事業支援金交付要綱は、廃止する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

公益財団法人屋久島環境文化財団
理事長 様

申請者 所在地
名 称
団体等代表者名

屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付申請書

年度において屋久島研究調査活動奨励事業を実施したいので、下記のとおり支援金を交付くださるよう、屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金交付申請額 円

2 関係書類

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) その他

第2号様式（第4条，第6条，第8条関係）

屋久島研究調査活動奨励事業（計画・変更計画・実績）書

1 活動の目的

2 得られる（得られた）成果

3 成果の普及の取組

4 活動の内容

事業種目	活動の 実施場所	活動の 内容	事業費	事業実施期間	
				着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日
計					

第3号様式（第4条，第6条，第8条関係）

（変更）収支予算（精算）書

1 収入

単位：円

項 目	予 算 額	（精 算 額）	（増 減 額）	備 考
合 計				

2 支出

単位：円

項 目	予 算 額	（精 算 額）	（増 減 額）	備 考
合 計				

（注）変更収支予算書にあっては，当初と変更後の二段書きとし，当初分を括弧書きで上段に記載する。

屋環文第 号
年 月 日

様

公益財団法人屋久島環境文化財団
理事長

屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度屋久島研究調査活動奨励事業支援金
については、下記のとおり交付することを決定します。

記

1 支援金の額 金 円

2 交付の条件

屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付要綱を遵守すること。

(注1) 申請を取り下げる場合は、この通知を受けた日から起算して10日以内に報告
すること。

(注2) 事業内容に変更が生じた場合は、速やかに支援金変更申請書（第5号様式）
を提出すること。

(注3) 事業終了後は、速やかに支援金実績報告書（第8号様式）を提出すること。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

公益財団法人屋久島環境文化財団
理事長 様

申請者 所在地
名 称
団体等代表者名

屋久島研究調査活動奨励事業支援金変更申請書

年 月 日付け屋環文第 号で支援金交付決定のあった屋久島研究調査活動奨励事業を下記のとおり変更したいので、屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）

2 計画の変更理由

3 関係書類

（1）事業変更計画書（第2号様式）

（2）変更収支予算書（第3号様式）

（3）その他

第6号様式（第6条関係）

屋環文第 号
年 月 日

様

公益財団法人屋久島環境文化財団
理事長

屋久島研究調査活動奨励事業支援金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度屋久島研究調査活動奨励事業の変更
については承認します。

第7号様式（第6条関係）

屋環文第 号
年 月 日

様

公益財団法人屋久島環境文化財団
理事長

屋久島研究調査活動奨励事業支援金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋久島研究調査活動奨励事業支援金の変更については承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 支援金の額 金 円
- 2 交付の条件
屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付要綱を遵守すること。

（注1） 事業終了後は、速やかに支援金実績報告書（第8号様式）を提出すること。

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人屋久島環境文化財団
理事長 様

支援事業者 所在地
名 称
団体等代表者名

屋久島研究調査活動奨励事業支援金実績報告書

年 月 日付け屋環文第 号の交付決定通知に基づき屋久島研究調査活動奨励事業を実施したので、屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書（第2号様式）
- 2 収支精算書（第3号様式）
- 3 その他

第9号様式（第9条関係）

屋環文第 号
年 月 日

様

公益財団法人屋久島環境文化財団
理事長

屋久島研究調査活動奨励事業支援金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった屋久島研究調査活動奨励事業支援金については、下記のとおり確定しました。

記

1 交付確定額 金 円

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

公益財団法人屋久島環境文化財団
理事長 様

支援事業者 所在地
名 称
団体等代表者名 印

屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付請求書

年 月 日付け屋環文第 号の交付決定（確定）通知書に基づく屋久島研究調査活動奨励事業支援金を交付くださるよう、下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

（振り込み先）

- （1）金融機関名 本支店
- （2）預貯金の種類 普通 ・ 当座
- （3）口座番号
- （4）名 義

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

公益財団法人屋久島環境文化財団
理事長 様

支援事業者 所在地
名 称
団体等代表者名

屋久島研究調査活動奨励事業支援金概算払申請書

年 月 日付け屋環文第 号で支援金交付決定のあった屋久島研究調査活動
奨励事業支援金を屋久島研究調査活動奨励事業支援金交付要綱第10条の規定により、下
記のとおり概算払いくださるよう、下記のとおり申請します。

記

1 金 円

事業費	支援金	概算払受領済額	今回申請額	残 額

2 概算払いを必要とする理由